

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十二第

行發日一月二年四十四正大

論叢

相續税の能力原則上の弱點……………法學博士 神戸 正雄

社會學と現象學……………文學博士 米田庄太郎

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

時論

支那の社會の固定性……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

貨幣の對内及び對外價値の變動と貿易並ひに爲替との關係を論ず……………經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

再び西陣の機業仲間について……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟の研究に關する……………法學士 小島昌太郎
參考資料に就いて……………

雜 錄

再び西陣の機業仲間について

就いて

本庄 榮治郎

本誌前號に私は西陣の機業仲間について一文を公にした。其後私は更に二三の新史料に接することを得たのであるが、それによると、前號の所論を確かめ得るものもあり、また補正を要するものもあるのて、再び本誌の一隅を繕つてそれ等の點を論じたいと思ふ。

一

西陣の機業戸數や機臺數に就いては、前號に主として「西陣天狗筆記」の記事を紹介しておいたが、嘉永四年十一月乃至同五年九月の高機八組の「日記」にもそれについての數字が見えて居る。

松組	延享年中	文化年中	天保改革前
百二十二軒	百八十五軒	四百九	
雜錄	再び西陣の機業仲間について		

竹組	六十五	百〇九	百九十五
梅組	四十六	百十八	二百三十六
鶴組	百二十六	二百五十八	四百十四
龜組	百十二	百九十	四百八
永組	五十一	九十五	二百十二
紗組	五十四	百三十六	二百十八
本字組		四十六	百二十八
合計	六百三十	千百十七	二千二百十九

天保改革以後織屋追々減じ嘉永五年二月初日東御役所へ届出でし員數書では當時從來よりの織屋七百四十五軒、新規開業に屬するものが四百五十六軒、合計千二百〇一軒で、改革前に比し千〇十八軒の減少である。「日記」の七月の條では嘉永三、四、五、三ヶ年の調査數を記してゐるが、それによると、

成年(嘉永三)八百九十八軒、内八十二軒休職、差引八百十六軒
 亥年(嘉永四)九百八軒、内百五十一軒休職、差引七百五十七軒
 子年(嘉永五)千五十六軒、内百七十二軒休職、差引八百八十五軒
 である。また機數は詳細に織物の種類によつて區別されて居るが、總數は成年千六百六十四機、亥年千五百七十三機、子年千六百二十五機

と計算されて居る。(この外嘉永四年十一月十三日及び五年三月朔日の條にも調査數あり)前號掲載の「西陣天狗筆記」の數字と大差あるものが少くないが、天保改革以後、殊に嘉永年間の數字については、この「日記」の數字に據ることが真に近きものではあるまいかと思はれる。

右の嘉永三、四、五年の機數と戸數によつて考へて見れば、當時の一户平均機數は僅かに二機前後に過ぎぬ。勿論織物の種類によつて種々異なる處があらうけれども、平均機數の上から見て如何に小規模のものであつたかは明かである。古老の談によるも、幕末頃に於て十機も織つてをる處は甚だ稀れであり、大抵二機か三機位で、それに一二人の職工と二三人の徒弟を置いておつたもの、やうである。

二

高機八組が一の株仲間であつて鶴、龜、松、竹、梅、永、紗、本の各組は、株仲間たる八組内の各團體であることは前論の通りである。故に外部に對する關係は常に高機八組として行動せるのみならず、内部の關係に於ても重要な

事項は高機八組として之を行ひしものである。

高機八組として内外に行動するがためには各組の協議が必要である。これ即ち高機八組に寄合の制度ある所以である。明和四年の定法では各組より四人宛行事が集つて協議することになつてゐるが、前述の嘉永五年の「日記」では各組一人づゝ行事が集まつて協議し、御寮織物司の井關氏も時々之に参加して居る。その八行事中一人が交代で高機八組の月行事を勤めて居る。

「日記」では毎月廿三日が定日の寄合となつてをり、其他に屢臨時の集會協議が行はれて居る。

正月及び七月の初寄合については、抽籤を以て日を定めて各組の寄合が行はれた。例へば嘉永五年正月の初寄合は廿四日が梅組永組、廿五日が松組竹組、廿六日が龜組紗組、廿七日が鶴組本組、七月の初寄合は十七日に鶴、竹兩組、十八日に永、本兩組、十九日に松、梅兩組、廿日に龜、紗兩組の寄合があつた。之に由つて觀ると、この所謂二季寄合は各組の總會であつて、八組の寄合は毎月定日其他臨時の集會を催した

ものと解せざるを得ない。明和四年の定法に「二季寄合の儀は例年八組一統申合、糸值段高下割合を以、行事共絹相場極め總組中へ披露可仕事、又は不寄何事評議可仕義有之候得ば行事共相談の上、臨時の寄合仕總中へ披露可仕事」とあることも、徒弟が年期を勤め上げて仲間へ加入する場合、二季の集會にて之を承認したこと、延享元年定法に休職者は二季集會に出席したる場合に限り復職の節、元の組へ加入することを認むるといふことも、以上の解釋によりてその意味一層明かなるが如くに考へられる。

仲間員が住所變更、代替り、名前改め等を仲間へ届出づべきことは前述せし所であるが、天保十二年八月の文書では各仲間員が機數、手間取奉公人の數を其組年行事に申告せるものがあり、また以上の外、更に仲買名、取引狀態をも詳細に述べたるものもある。而して他方には、各組から其當時其組の總織屋數、休職者數、機數などを高機八組月行事に報告せる書類も殘存して居る。仲間間の幹部はこれ等の報告に依

て當時の機業戸數、營業狀態等を知り、仲間間の内外に對する適當なる措置を講ずるの料としたものであらう。

三

組合員の負擔する機別出錢に就いては「西陣天狗筆記」の記事では前述の如く、半季毎に壹機に付百五十文づゝとあるが、嘉永五年仲間再興のときの「義定一札の事」には「毎月機別出錢無懈怠差出可申候」とあり、前述の「日記」では「機別百文づゝ」と見ゆ、古老の談によるも毎月廣壹機に付百文宛徴收せし如くであるから、幕末に至つては右の如く變更されたものと考えられる。而して天保十二年八月の「機別出錢集帳」によると各組別々に取集めたものではなく、高機八組から直接各組織屋に對し徴收したもの、如くである。

織屋が自家の都合で當分休職する場合用捨錢として一ヶ年鳥目百匁づゝ出すべきこと、并に復職の場合即ち常勤となる場合一定の負擔あることは、明和四年の定法に規定する所である

が、そのことを明かに記せる天保十二年の文書を新に見ることが出来た。然し煩を避けてその全文を引用せず。

四

一般株仲間の場合に於ては株の賣買貸借が行はれたが、西陣の場合はそれが認められざりしことは前陳せし處である。今、縮ミ縮緬仲ケ間の定法を見ると『無據儀に付銘々所持之株印札質物に差入候敷、引宛に差入置候先方より仲ケ間に被申出候ども、金銀不用之株印札之事故、仲ケ間わ取扱不申消株に相成申可事』(文化八年)とあり、同仲ケ間の天保六年十月の鑑札帳にも『銘々所持株印札者金銀不用之義兼而申合せ通之事故、此後迎も株印札質物引當等に差入置候義者不及申、外方に預置候義等堅仕間敷、自然右様之義御座候而先方より仲ケ間わ被申出候共、於仲ケ間に一切取扱不致、消株に相成候義に付』云々とあつて、同仲ケ間の株は賣買質入の目的たるを得ざりしものであるが、このことは廣く西陣の一般機業仲ケ間についても同様であつた

ことは古老の談に徴するも明かである。

五

右の縮ミ縮緬仲ケ間は仲ケ間定法によると寛延二年十一月に成立したものであるが、同業者の制限其他とも大體既述の高機八組其他の織屋仲ケ間と大差はない。而して縮ミ縮緬朱丸組といふ名稱が「天保年間糸高値一件記録」に存することを前述しておいたが、この朱丸組なる名稱は文政四年十二月二十一日の御請書を掲載せる縮ミ縮緬仲ケ間の帳簿にも出て居るから、既に其當時からあつたものであらう。否、文化八年二月の定法が「兩組申合之事」となつてをること、或は朱丸組の存在を文化八年にまで溯り得る一材料となり得ることかとも考へられる。縮ミ縮緬仲ケ間の文政七年五月の「鑑札帳」には朱丸組の外に、玉組、鍵組、槌組、簀組、笠組、俵組等の名も見えて居るが、それは縮ミ縮緬仲ケ間の内を何かの便宜上組わけをしただけのこと、朱丸組の如く別に年行事を置いて統制せしものではないから、別の仲間として存在せしも

のではないことは明かである。

高機八組以外の所謂西機に屬する織屋仲々間
の名稱は前述せし如く種々あるが、既載の外、
嘉永五年の「日記」によると三品、眞田、太物等
の織屋仲間名もありし如くである。眞田仲間の
名稱は「京都府著名物産調」十七頁にも見えて居
る。